

# 山形県 県史だより

第15号

山形県総務部学事文書課分室 県史資料室

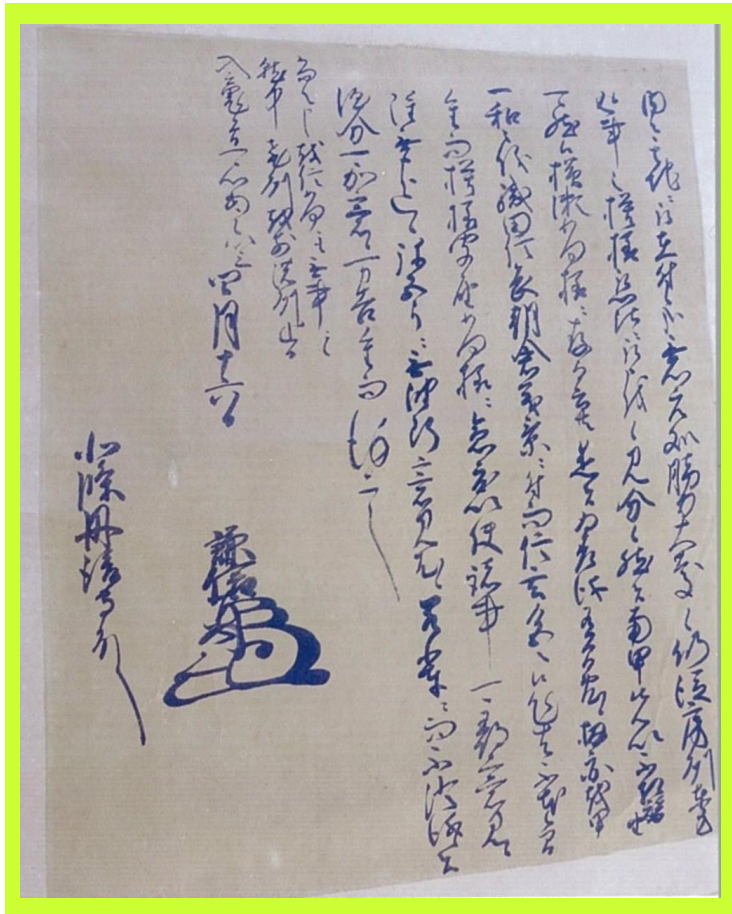


図 河北町長谷寺所蔵「北條丹後守宛て上杉謙信書状」

県史資料室には、県史編さん時に交換文献として全国から頂いた自治体史があります。以下は、県史資料室が所蔵する、『各都道府県史』を利用して如何なる調査・研究ができるかを示す一試論です。したがって、活用した史料は、特に断らない限り全て県史資料室によるものです。

一 上杉謙信の書状

平成二十九年三月、河北町永昌寺副住職布川浩久師から、図並びに史料①の書状写真を見せただきました。

この書状は、色々な巻物と一緒に大きな木箱に納められ、河北町の長谷寺経蔵の棚に置かれていました。軸装された一巻で、上部に謙信書状（縦三三・一cm、横二七・一cmの堅切紙カ）、その下に書状を支えるように二本の俳句・漢詩の短冊が左右に配置されていました。巻物は紙

〈特別寄稿〉 上杉謙信の書状を調べる

西村山地域史研究会会長

鈴木 勲

内々其地ニ被在付候哉無心元処、脚力大慶候、仍従房州東方  
返事之模様懇頃ニ被申越候、見分候、然者南甲先以不相替由、  
可然候、横瀬如何様ニ存与云共、是者为差儀有間敷候、扱亦越甲  
一和之儀、織田信長・朝倉義景ニ付而、信玄色々候、乍去不本候間、  
重而模様聞届、如何様ニ急度以使諸事可尋意見候、  
雖無申迄候、弥五良ニ無油断意見尤候、若輩ニ而不診儀候者、  
涯分可加意候、万吉重而謹言

尚々申候、越信如何ニも無事ニ候、  
就中飛州・越前・濃州、近日  
入魂候間、可心安候、以上

四月十六日

謙信（花押）

北條丹後守殿

製で、上の軸受け部分は虫食いが進んでいました。書状は軸装とはいえ何となく薄い感じで、武将の書状のあの和紙の厚みや墨の濃淡、墨のにじみ、書状の折りという点で、或は後代の写ではないかとの不安がよぎりました。しかし、書状の体裁や花押は謙信のものに相応しく、良質の写本のように思われました。

## 二 北條丹後守宛て謙信書状を探す

この書状を考えるために、先ず、『大日本古文書・家わけ第十二、上杉氏文書』の中に収め

### 史料① 河北町長谷寺所蔵書状の翻刻

られていないかどうかを調べてみましたが、見出すことはできなかつたため、更に範囲を広げてこの謙信書状の存在を探すことにしました。「上杉謙信」・「北條丹後守」・「北関東」などの手掛りから、差し当たり『新潟県史』『群馬県史』『新編埼玉県史』の中世史料編から調べることにしました。

調査の経過は省略することにして、結論を言

えば、「北條丹後守宛て上杉謙信書状」は『群馬県史』資料編7中世3に収録されており、それは史料②の如きものでした。この原文書は、「京都府・妙満寺文書」とあるように、京都府の願本法華宗総本山が所蔵するものでした。

更に、北條丹後守宛て謙信書状がないかどうか探したところ、『新潟県史』にも、史料③の如く収められていることが判明しました。なお、妙満寺の住所は現在、「京都市左京区岩倉幡枝町九一」となっています。

『群馬県史』と『新潟県史』を比べてみると、

両者はほとんど共通していますが、全体的に『新潟県史』の方が文書の取扱いが丁寧であるように思われました。即ち、妙満寺文書ではありませんが、現在は京都国立博物館に寄託されていること、本紙は三三・六×二七・二の大きさで、紙質は鳥ノ子、文書の形が堅切紙、軸装されていること、などを明らかにしてくれているからです。解説で違っているのは、二行目の「被申越候」を『群馬県史』では「被申付候」としており、誤読と思われます。六行目の弥五郎を『群馬県史』では（北條景広）、『新潟県史』では（上条政繁）としており、弥五郎は誰か、なお検討を要します。『新潟県史』は昭和五十九年三月、『群馬県史』は同六十一年三月にそれぞれ発刊されています。年代の確定や傍注などから、両『県史』間には研究交流があったことは確かでしょう。

なお、河北町長谷寺の「写」は「縦三三・一cm、横二七・一cmの堅切紙カ」としていましたが、『新潟県史』には本紙三三・六×二七・二とあり、長谷寺の写は原文書のほぼ正確な複写であることがこれで一層明らかになりました。ここに至って、上杉謙信書状がなぜ妙満寺にあるのか、妙満寺で京都国立博物館に寄託した経過が問題になります。この点について電話による聞き取り調査を行いました。妙満寺の話で

(収載文書番号)

二七〇四 上杉謙信書状 ○京都府 妙満寺文書

(里見) (佐竹)

内々其地二被在付候哉、無心元処、脚力大慶候、仍従房州・東方返事之模様、懇比二被申付候、見分候、然者南甲先以不相替由

(由良成繁)

可然候、横瀬如何様ニ存与云共、是者为差儀有間敷候、扱亦越甲

(武田)

一和之儀、織田信長・朝倉義景ニ付而、信玄色々候、乍去不本候間、重而模様聞届、如何様ニ急度以使諸事可尋意見候、

(北條景広)

雖無申迄候、弥五郎ニ無油断意見尤候、若輩ニ而不澄儀候者、

(見脱力)

涯分可加意候、万吉重而謹言、

尚々申候、越信如何ニも無事ニ候、就中飛州・越前・濃州、追日入魂候間、可心安候、以上、

(元龜三年)

四月十六日

謙信 (花押)

(高広)

北條丹後守殿

(傍線の部分は長谷寺本と違う箇所)

史料② 『群馬県史』資料編7 中世3 収録史料

妙満寺文書 京都市上京区寺町通二条榎木町 (京都国立博物館寄託)

四二四七 上杉謙信輝虎書状

(里見) (佐竹)

内々其地二被在付候哉、無心元処、脚力大慶候、仍従房州・東方返事之模様、懇比二被申越候、見分候、然者南・甲先以不相替由

(由良成繁)

可然候、横瀬如何様ニ存与云共、是者为差儀有間敷候、扱亦越・甲

(武田)

一和之儀、織田信長・朝倉義景ニ付而、信玄色々候、乍去不本候間、重而模様聞届、如何様ニ急度以使諸事可尋意見候、

(上条政繁)

雖無申迄候、弥五郎ニ無油断意見尤候、若輩ニ而不澄儀候者、

(見脱力)

涯分可加意候、万吉重而謹言、

尚々申候、越・信如何ニも無事ニ候、就中飛州・越前・濃州、追日入魂候間、可心安候、以上、

(元龜三年)

四月十六日

謙信 (花押)

(高広)

北條丹後守殿

(本紙) 三三・六×二七・二、鳥ノ子、堅切紙、軸装

史料③ 『新潟県史』資料編5 中世3 収録史料

は、「昔のことでよく分からない」とのことでしたが、京都国立博物館が寄託された謙信書状を調べて下さった結果、書状は軸装されており、次のような意味の「裏書」があることがわかりました。

江戸 小林市左衛門源美辰、が  
妙満寺九十二世 前輪職権僧都日受（にちじゆ、安永五年、一七七六、八二歳で没）、の時代に寄贈

これで江戸の小林市左衛門源美辰によって、江戸時代に寄進されたものであることが判明しました。それが上杉謙信書状であることから、京都の妙満寺では寺宝の一つとして複写を作り、関係者に配ったことがあったのかも知れません。その一点が、河北町の長谷寺にも伝わってきた、とも考えられそうですが、はっきりしません。なお、この書状が貴重なものであることから、妙満寺では他の宝物と共に京都国立博物館に寄託したものと思われまます。

### 三 この謙信書状の意識

謙信書状の写と原本が明らかになったところで、この書状の意味を改めて考えてみます。

『新編埼玉県史』資料編・中世古文書2の中に、（元龜二年）十一月十日北條丹後守（高広）宛上杉謙信書状（三上康平氏所蔵文書）が収め

られています。その意味するところは、同『県史』によれば、「上杉謙信が北條へ書を送り、甲（武田）・相（北條）の関係を述べ、房州（里見）・佐竹（義重）・太田（道誉）との手切を後悔せし旨を伝う」とあります。

本書状は、こうした動きを引継いだものであり、その大意は、

内々に厩橋城に落ち着いたのかどうか、心もとなく思っていたところ、使者を遣し知らせてくれたので慶んでいる。安房の里見義弘、常陸の佐竹義重からの返事の様子を念入りに確かめるよう申付け、見分するように。

そうであれば、南甲州はともあれ相変わらずとのこと、当然であろう。

横瀬の由良成繁が如何様に思っているようにとも、これはさほどのことはあるまい。

そうしてまた、越後と甲州が一つにまとまり円満なことについて、並びに織田信長・朝倉義景については、武田信玄から色々なことがあった。しかしながら、本意でないことがあったため重ねて様子を聞届け、如何様にも急度使いを以て諸事を尋ねるべく意見をしました。

申すまでもないと雖も、弥五郎（北條景広か、上条政繁か）に油断無きよう意見することは尤もである。弥五郎は若輩にて道理をは

つきりできないため、精一杯意見を加えるべきである。万吉重ねて謹言。

なおなお申せば、越後・信濃はまことに無事、とりわけ飛騨・越前・濃尾は、日を追って親密になっているので、安心である。以上。こうした内容になると思われます。

それにしても大変な内容です。上杉謙信・北條高広・里見義弘・佐竹義重・由良成繁・織田信長・朝倉義景・武田信玄・北條景広か上条政繁の戦国大名や有力な部将が登場し、その居城を中心に、越後・安房・常陸・甲州・上野・上総・信濃・飛騨・越前・濃尾の各国を戦場、または視野に入れた動きを読み取ることができます。

一族のまとまりと領国経営の整備をはかりながら、謙信は全国統一を目指したわけですが、その動向の一端を示すものであります。

なお、その後の調査で、この上杉謙信書状は、続群書類従完成会版『歴代古案』第一〜第五並びに別巻第一〜第三、米沢温故会編『上杉家御年譜』謙信公には収められていないことも判明しました。それだけに貴重な写本の発見と云ってよいでしょう。

（注）以上は、『西村山地域史の研究』第三十六号に掲載した小論を、再検討したものです。

県史資料室所蔵の都道府県史

Table listing prefectural histories across various prefectures including Hokkaido, Aomori, Iwate, Miyagi, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Saitama, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Niigata, Toyama, Ishikawa, Fukui, Shiga, Kyoto, Osaka, Hyogo, Nara, Wakayama, Tottori, Shimane, Tokushima, Kagawa, Ehime, Kochi, Fukuoka, Saga, Nagasaki, Kumamoto, Oita, Miyazaki, Kagoshima, and Okinawa. Each entry includes the title, volume information, and a detailed list of contents.

〈資料紹介〉

「昭和五十六年度

地すべり調査報告書」

県史資料室に併設の山形県公文書センターの資料棚には、ひときわ目に付く黒い簿冊群があります。山形県が行った「昭和五十六年度地すべり調査報告書」の簿冊です。報告書は全部で二一箇所二二冊あります。(資料①) 簿冊名には、大蔵村や小国町、鮭川村等県内各地の地名が入っています。いずれも「昭和五十六年度」の日付で、装丁も統一されています。「地すべり」とは、『山形県大百科辞典』によれば、「山腹斜面の土塊が短時間に大規模に移動する現象をいう。これに対し山崩れは急斜面の土塊が比較的小規模に崩落するもので、地すべりとは区別されている。地すべりの発生要因はさまざまであるが、その外的要因としては、降

雨・融雪・地震などがあるのに対し、内的要因には地質(岩質・地質構造)、地形などがあげられる」と記されています。

簿冊には、山形県の委託を受けた多くの業者の緻密な調査が記されています。内容はおおよそ四つの段階にまとめられています。はじめに、現場の「地表調査」や「地質精査」が記されています。中には、地下深くボーリングも行われています。過去の地すべりの被害の有無や以前の調査記録も細かく記録されています。次に「運動状況調査」「地下水調査」などが記され、それらの調査を通して、その次の「機構解析(安定解析)」「地すべりの機構と解析」に入っていきます。「運動状況調査」とは、土地をブロックごとに分け、一日平均の変動量や傾斜ひずみの集積性、傾斜運動方向との地形の関連、また、経年地盤傾斜変動測定等のことで、何年もかけ様々な面からの詳しい調査が行われています。全ての簿冊に資料として詳しいデータや写真がそのまま添付されています。そして「機構解析」をもと

番号	簿冊名
1	昭和56年度田の沢地すべり調査報告書
2	昭和56年度大網地すべり防止対策機構調査委託報告書
3	昭和56年度元屋敷地すべり調査報告書 昭和56年10月
4	昭和56年度古楨地すべり調査委託報告書
5	昭和56年度藤田沢地すべり調査報告書
6	昭和56年度小玉川地すべり調査報告書 昭和56年10月
7	昭和56年度足水中里地すべり調査報告書 昭和56年10月
8	昭和56年度小滝地すべり調査報告書
9	昭和56年度田麦俣地すべり調査報告書 昭和56年12月
10	昭和56年度柳淵地すべり調査報告書
11	昭和56年度(小国)小倉地すべり調査報告書 昭和56年10月
12	昭和56年度実栗屋地すべり調査報告書
13	昭和56年度温井地すべり調査報告書 昭和56年9月
14	昭和56年度小新地すべり調査報告書
15	昭和56年度(上山)小倉地すべり調査報告書
16	昭和56年度与吾屋敷地すべり対策工事機構調査委託報告書
17	昭和56年度工藤沢地すべり対策工事機構調査報告書 昭和56年12月
18	昭和56年度中沢地すべり調査報告書
19	昭和56年度桂欠地すべり調査報告書 昭和56年10月
20	昭和56年度片倉地すべり調査報告書
21	昭和56年度杉下地すべり対策工事機構調査委託報告書
22	昭和56年度杉下地すべり対策工事機構調査委託現場写真集

資料① 「昭和56年度 地すべり調査報告書」

にして、最後に「防止工法の検討」や「将来計画」が記されています。ところで、山形県では、なぜこの時期に一斉にこのような調査を行い、報告書をまとめたのでしょうか。「昭和五十六年度 地すべり調査書」の背景を考えてみます。山形県は、険しい山地が多く、地質もほとんど新第三紀の堆積岩および第四紀の堆積物が分布しており、融雪時や集中豪雨時には、昔から多くの土砂災害が発生してきました。資料②の写真は、一九七四(昭和四十九)年四月二十六日午後三時五分頃に起きた「大蔵村赤松地区の山崩れ」の状況を撮影したものです。この災害について、『山形県史』(第七巻 現代編下)には、次のように記しています。



上 資料② 大蔵村赤松地区の山崩れ  
『山形県史』第七巻現代編下所収。

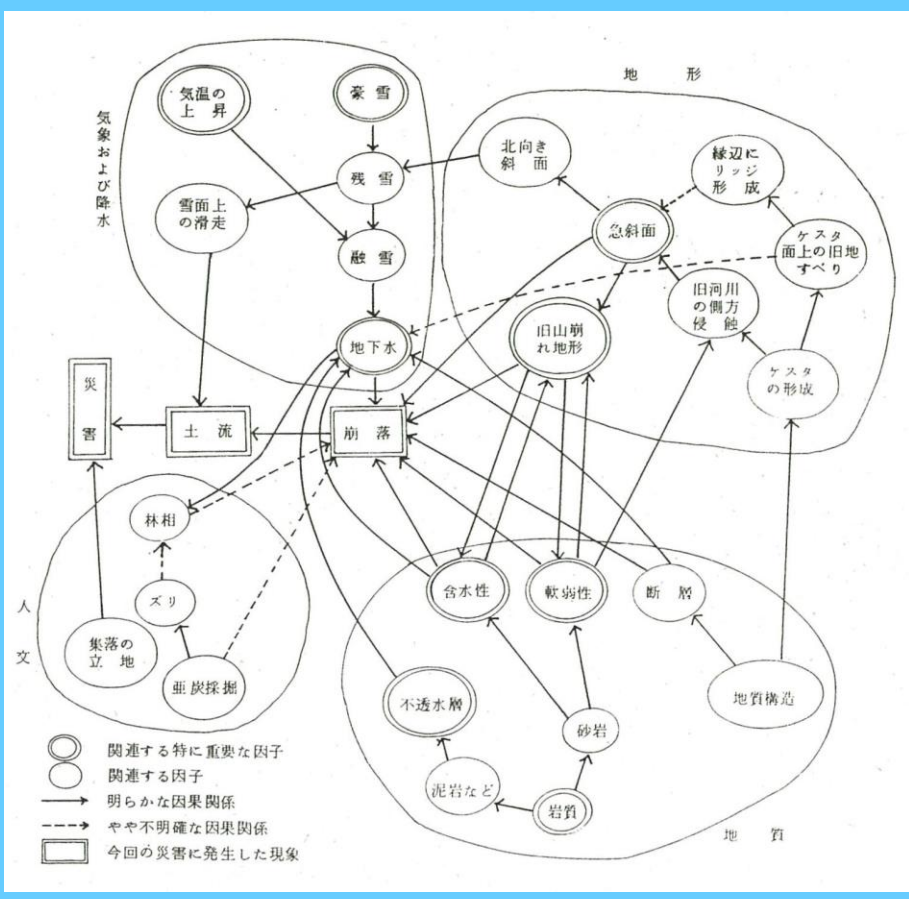
現場は、赤松小学校の南に位置し、七六戸の集落があり、崩れたのは松山という標高一八一Mの山で、集落からの高さはおよそ一〇〇mあり、幅一〇〇〜一五〇mにわたり崩れ落ちた。(略) 農家がほとんどで、留守をしていた老人や子どもが被害にあった。火災もあちこちから発生した。死者一七名、重軽傷者一三名、住宅全壊一九棟、半壊一棟、非住宅全一棟、他に水田、畑、家畜、水道施設などにも被害が広がり、被害総額は四億四六〇〇万円を数

える大惨事となりました。(同年四月三十日現在) この災害の原因については、当初から天災説と人災説の二通りに分かれていました。資料③は、山形県から依頼された大蔵村赤松地区山崩れ原因調査会が同年六月二十日に発表した『大蔵村赤松地区山崩れ原因調査報告書』(県史資料室所蔵)に記載された「赤松崩れ発生要因相関図」です。報告書には次のように記されています。

山崩れ発生に関連する事象の連関—今回の山崩れ発生に関する要因は多岐にわたる。それらを概念図としてまとめると、図1-6のようになる。この図に記入した内容には、地質学・地球物理学・森林工学などの各調査員の成果をとりこんであり、討論や教示をいただいた、作成した。もとより、事象そのものが、きわめて複雑に要因がからみあっている連関しあうものであるため、なお検討を要するが、一応、多

因子重合型」の災害として読み取ることができると考えられる。(略) 今回の山崩れの直接的な原因は本年の異常気象であり、素因は急傾斜面、旧地すべり斜面、軟弱で水分を含みやすい岩質、山頂部の亀裂の存在などである。なお、今回の山崩れは、

旧坑道とは直接的には無関係である。亜炭採掘が今回の山崩れの遠因となったとも考えられるが、その因果関係については、実際的には、不明確な点が多い。ここでは、天災との判断がなされていきます。これに対し遺族や被害者四五名は、昭和五十二年一月、



上 資料③ 図 I-6 赤松崩れ発生要因相関図

赤松での山崩れ災害は亜炭廃鉱の放置が山崩れの原因の人災であると主張し、国と県を相手取り、総額約六億三〇〇〇万円の損害賠償支払いを求めて山形地方裁判所に提訴しました。裁判では原告側が、行政の責任をついたのに対し、被告の国・県側は地滑り説(天災説)をとり、崩壊の予見も不可能だったと主張しました。五三回にのぼる口頭弁論が行われた後、判決は、昭和六十三年十二月二十六日によりやく出されました。「大蔵村山崩れ災害訴訟判決書」(県史資料室所蔵)は次のとおりです。

主文 一 原告らの請求をいずれも棄却する。 二 訴訟費用は原告らの負担とする。

(略)本件崩壊は松山の中腹を亜炭採掘のため掘削したこと起因して惹起されたものと認められる。(略)原告らの本訴請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

山崩れは亜炭採掘に起因するということが認められましたが、予見の点で国・県に違法行為はなく、

直接賠償する義務はないとした判決でした。

その後、控訴は断念され、判決は確定されました。

多くの犠牲をもたらしたこの災害は、大切な示唆を私たちに残しています。

前述の原因調査報告書の地質学的考察の章の最後に「今後の問題点」という項目があり、防災に向けた大切な提言がなされています。

(1)将来のために、夾亜炭層の含水層(主として砂岩)の土質力学的な実験値をつかんでおく必要がある。(2)全県的に、地すべり地域を、いろいろな角度から再検討すべきである。(3)特に亜炭採掘区域は、早急に着手すべきである。その場合、採掘し作業の図面を公開してもらいたい。(4)緊急を要する地域は、一〇〇〇〇以下の航空写真を準備すべきである。(5)農林部門、土木部門、地すべり対策部門は密接な連携をとって対策をすすめるべきである。(6)危険がせまっている集落は、疎開すべきである。もしそれが出来なければ、

ば、四月中、および豪雨時には短時間でもよいから、避難すべきである。

また、災害に対する大きな警鐘となりました。県はその後、特に土砂災害防止に関して早急に必要な対策をとったことが「山形県史」に記されています。

(1)危険箇所 の現地調査(2)第五次 治山治水事業五カ年計画の策定(県地域防災計画の全面修正など)(3)土砂災害防止工事の推進、(4)地すべり傾斜地の巡視、(5)危険区域内住宅の移転促進、(6)防災行政無線の充実

昭和六十三年三月に県土木部砂防課の出した「山形県の地すべり」という冊子によれば、六十二年三月末日現在、県より一四七箇所の地すべり防止区域、五二〇箇所の地すべり危険箇所の指定を受け、集水ボーリングを中心とした抑制工などさまざまな対策を行っていることが記されています。

本県においては、二十一世紀を展望して第七次山形県総合開発計画が策定されており、その主要な柱の一つである「豊

かな山形県づくり」そして究極の目標としての「新アルカディア山形」実現の重要な要素として、国土の保全は欠かせないところであり、以上の観点から計画的な地すべり対策事業を図っておるところであります。

先に紹介した「昭和五十六年度地すべり調査報告書」の簿冊群は、こうした一連の山形県の課題と県政につながるものです。災害との戦いは、命を守るための限らない戦いです。昭和・平成を経て、令和の時代となっても、忘れてはいけない受け継ぐべき課題を、これらの資料が私たちに伝えてくれているようです。

山形県 県史たよりの 第十五号

令和元年十月一日発行

編集・発行

山形県総務部学事文書課分室

県史資料室

〒九九一―八五〇―

寒河江市大字西根字石川西三五五

村山総合支庁西村山地域振興局

電話 〇三三七―八三一―二二五

FAX 〇三三七―八三一―二二六